

岐阜市長森西小学校「いじめ防止基本方針」



平成26年3月策定
平成30年3月改訂
平成31年4月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改訂
令和3年3月改訂
令和4年4月改訂
令和5年4月改訂
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「長森西小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された後「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

また「いじめ防止対策推進法」第9条には下記の通り「保護者の責務」が定められていることを受け、学校とPTAが協力して進めるための、保護者としての役割も明記した。

第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な様態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛をかかっているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校 いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。**

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、人間として絶対に許されない」

- ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけない」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する子への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。
(保護者の役割)
- ・スマートフォン等に関わる様々な問題について、各種の報道や学校などから提供される資料等を参考にしたり、講演会等に参加したりするなどして理解することに努める。
- ・子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努める。
- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くことの素晴らしさなどについて折に触れて指導するよう努める。
- ・日頃から子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、親子の対話を心掛ける。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、「大丈夫だろう」などと安易に判断せず、我が子に対しても無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気を持つことや学校に相談することなどを助言するよう努める。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校などに情報提供するように心がける。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に見せる良いチャンスとしてとらえ、被害者の児童・保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて我が子に事の重大さを諭すことを心がける。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りと変化をとらえ、認め・励ますことを心がける。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるように支援する。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等)
 - ・児童一人一人の自己肯定感を高めるために、授業、学級づくり、休み時間のふれあいなどに留意し、児童の話の傾聴に努める。
 - ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
 - ・月に1回の「にこぽかの日」の充実に努める。
- (2) 安心感を生み出す指導
 - ・学級や全校の良さ見つけの活動を通して、自他を大切にできる温かい活動集団を育てる。
 - ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
 - ・教育活動全体を通じて、全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- (3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)
 - ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるようさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
 - ・にこぽか委員会の活動を中心に「にこぽか心宣言2021」をスローガンに、温かい心の醸成を目指す。
- (4) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)
 - ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にできる心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を推進する。
 - ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもってかかわることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」をはぐくむ人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、いじていることと同じことになることを理解させる。
- ・いじめの傍観者にならないための対応の仕方を考えさせる。
(声をかける。教職員に話す。日記に書いて伝える。心のアンケートに記入する等)

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的な質問紙調査の実施、ここタンの日常的な活用等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県によるいじめ調査と年間3回実施する学校独自のアンケート調査(「くらしのアンケート」)等を、全教職員の共通理解の上で実施し、「学校いじめ防止等対策推進委員会」(「4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置」参照)で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底

- ・教職員は休み時間の児童の様子にも気を配り、児童が安心・安全に活動できるように見守る。
- ・いじめの疑いのある情報をつかんだ教職員は、直ちに校長、教頭、いじめ対策監に報告する。
- ・校長、教頭は、対策チームを組織し、教職員が情報を共有しながら、直ちに対応に当たる。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係が築けるように日常的に児童理解を図るように努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その際、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関との連携

- ・日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、主任児童委員、学校運営協議会委員、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置(必置)

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監(主任いじめ対策監)、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、主任児童委員、弁護士、医師、スクールカウンセラー 等

*いじめ対策監(令和2年度より、岐阜市いじめ対策監支援本部の指導のもと、各校に一人配属)

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応の体制及び生徒指導体制を充実させ、事案発生時にガイドラインに従って即時対応する。
- ・校内巡回、授業参観での児童生徒の指導や学級担任への指導・助言をする。
- ・児童会、生徒会の活動を生み出すとともに、毎月3日「いじめを見逃さない日」の企画等、子ども達自らが「いじめを克服」しようとする意識を高める取組を行う。
- ・日常における生徒指導及び事案発生時における生徒指導の在り方について範を示し、職員一人ひとりの生徒指導力の向上をめざす。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「長森西小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・始業式等におけるいじめ防止の指導 ・学校だより、ホームページ等による「学校いじめ防止基本方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」前年度の実態と対応の共通理解 ・こことん活用の共通理解	「方針」の確認
5月	・PTA総会で「方針」説明 ・学校運営協議会で「方針」説明 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部を含む）の実施（学校運営協議会と兼ねる） ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施	
6月	・いじめ防止強化週間（6月24日～7月3日） ・いじめ未然防止のための全校（学年）集会（児童会主催によるいじめ防止の取組について） ・児童生徒向けネットいじめ研修 ・学校独自アンケート（「くらしのアンケート」記名式）の実施、教育相談「そよ風」の実施	いじめ防止月間
7月	・いじめについて考える日 7月3日 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・「校内学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含む） ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（1学期の評価）	夏季休業中の指導
9月	・学校だより及びホームページ等による方針、取組経過等の発信	
10月	・学校独自アンケート（「くらしのアンケート」記名式）の実施、教育相談「そよ風」の実施	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）	いじめ防止月間
12月	・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・「校内学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・児童会の取組のまとめ ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部を含む）の実施（学校運営協議会と兼ねる） 本年度のまとめ及び来年度の計画立案 ・学校運営協議会（第2回県いじめ調査等の結果及び取組の報告） ・学校独自アンケート（「くらしのアンケート」記名式）の実施、教育相談「そよ風」の実施	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県（国） いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開き、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじ

めを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、**自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。(背景に迫る！)**

- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月間は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
 - ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。
- 二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握や措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、児童の在籍期間内は必ず保管する。

○個人調査（質問紙等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、**またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間は卒業後5年（卒業後）とする。**
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）
（**「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照**）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。
（いじめ事案報告書、指導記録、いじめ対策委員会記録等）

○校種間、学年間での確実は引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。